

第1号様式（A3）

123-4567
大阪府大阪市北区新梅田本町1丁目2番3号OSAKACITYマ
ンションIV304号室
大阪 太郎 様

10 0000005 1

10 0000005 1

1000000001#

10000000051A

大阪 太郎 様

大阪市 定額減税補足給付金（調整給付）の支給のお知らせ

このお知らせは、大阪市定額減税補足給付金（調整給付）※（以下、「本給付金」といいます。）の支給要件を満たす方、かつ、本市が預貯金口座を把握している方にお送りしています。
原則、手続き等は必要ありませんが、あなたが右記の「連絡が必要な場合」に該当する場合は、ご連絡をいただく必要がありますのでご確認ください。
※定額減税補足給付金（調整給付）は、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人市・府民税において定額減税しきれない方への給付金です。
〔定額減税額〕所得税分：1人当たり3万円、個人市・府民税分：1人当たり1万円

支給要件（支給対象者）

令和6年1月1日（賦課期日）時点において大阪市内にお住まいの方で定額減税可能額が減税前税額（減税前の令和6年分の推計所得税額または減税前の令和6年度分の個人市・府民税所得割額）を上回る方

支給額

次の算定による支給額（所得税分については、令和6年度個人市・府民税情報をもとに算定しているため、あくまで推計となります。また、確定申告書等の申告後、申告内容が個人市・府民税情報に反映されるまで、一定の時間を要するため、最新の申告内容が反映されていない場合があります。）

所得税分

定額減税可能額
(3万円×(本人+扶養親族数))

0,000,000

円

令和6年分推計所得税額

00,000,000

円

定額減税未済額(①)

0,000,000

円

扶養親族数

00

人

個人市・府民税分

定額減税可能額
(1万円×(本人+扶養親族数))

0,000,000

円

個人市・府民税分
定額減税未済額(②)

0,000,000

円

定額減税補足給付金基礎額(③)

0,000,000

円

定額減税補足給付金
定給付額
(①)×(1万円単位に切り上げ)

0,000,000

円

所得税分定額減税未済額(①)

0,000,000

円

個人市・府民税分
定額減税未済額(②)

0,000,000

円

定額減税補足給付金
0,000,000

円

〔注〕「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。（国外居住者は除く）

お問合せ
番号

10 0000005 1

提出不要

返却せず保管してください

振込口座
番号

81000000051B

振込口座

金融機関名・支店名・預金種別・口座番号

給付銀行 キュウフ支店 普通口座 ****123

口座名義

オオサカ タロウ

振込口座は、マイナポータル等で登録されている公金受取口座情報等です。
※公金受取口座制度は、預貯金口座の情報を国（デジタル庁）に任意で登録する制度です。

注意事項

令和6年分所得税額が判明した際に、給付金額に不足が生じる場合には、当該不足額相当額を令和7年以降（期末未定）に追加給付予定です。
令和6年中に大阪市内に転居される（された）方は、追加給付に際して必要となることがあるため、本書を大切に保管ください。
支給対象外となった場合は、給付金の返還を求める場合があります。
また、意図的に虚偽の情報をした場合は不正受給として詐欺罪に関われる場合があります。

連絡が必要な場合

次のいずれかに該当する場合は、令和6年8月12日（月）までに、下記のコールセンターまでご連絡ください。
・上記の振込予定口座の変更を希望する場合（変更後の振込口座は、対象者本人名義の口座に限ります。また口座を変更する場合は、支給予定日に振り込みはできず、1か月程度お待ちいただけます。）
・本給付金の受け取りを辞退される場合
・支給対象者がお亡くなりになられた場合

●本書に関してコールセンターにお電話をいただける方は、次のとおりです。
・対象者本人
・法定代理人（親権者、成年後見人、未成年後見人、保佐人、補助人）…対象者本人との関係性が確認できる書類（登記事項証明書等）をFAXでお送りいただき確認させていただきます。
・同居または別居の親族…本お知らせを確認されている親族の方に限らせていただきますので、お手元に本お知らせをご用意ください。

オンラインで手続きする

振込予定口座の変更や、本給付金の受け取りを辞退される場合は、対象者本人が専用ホームページからオンラインで手続きすることができます。
※振込予定口座の変更を希望される場合は、支給予定日に振り込みはできず、1か月程度お待ちいただくこととなります。
※変更後の振込口座は、対象者本人名義の口座に限ります。
※振込予定口座の変更手続きで公金受取口座の登録を変更することはできません。

アクセスはこちら

お問合せ

大阪市 定額減税補足給付金コールセンター

9:00～20:00（土日祝 9:00～17:30）

※上記の時間・曜日は、変更する場合がありますので専用ホームページ等で確認してください。

TEL: 0120-933-051 または 06-7223-9005

FAX: 0120-322-390

専用ホームページ: <https://osaka-bukkakoutou.jp/teigakugenzei/>